

<保護者用>

登園届 (保護者記入)	
(施設長) 殿	組
園児名	
(医療機関) (令和 年 月 日受診) において	
下記疾患について、病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので、	
令和 年 月 日より登園いたします。	
令和 年 月 日	
保護者氏名	

保護者様へ

幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の疾患については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけの医の診断に従い、「登園届（保護者記入）」の記入及び提出をお願いします。

○医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

参考 保育所における感染症ガイドライン

該当疾患に✓	感染症名	感染しやすい期間（一は、感染しやすい期間を明確にできない）	登園のめやす
裏面記載へ	インフルエンザ（※）	発症前 24 時間から発病後 3 日程度まで最も感染力が強い	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症（※）	特に発症後 5 日間	発症後 5 日間を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過していること
	溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後 1 日間	抗菌薬内服後 24～48 時間経過していること
	マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
	手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の 1 週間	全身状態が良いこと
	ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後 1 週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
	ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に 1 か月程度ウイルスを排泄しているため注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
	RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
	帯状疱疹	水疱を形成している間	全ての発しんが痂皮化（かさぶた）してから
	突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態がよいこと
	とびひ（伝染性膿痂疹）	2～10 日（長期の場合もある）	患部を全て覆って登園可、広範囲の場合休園
	その他感染症名（ ）		

空欄はその他の感染症等（ヒトメタニューモウイルス・アデノウイルス感染症等）で登園届が必要な場合記入して下さい。

（※）は、「保育所における感染症ガイドライン」では意見書ですが、東大和市では登園届で対応します。

（東大和市共通様式 令和 8 年 4 月改正）

登園届（インフルエンザ用）

____月 ____日に、医療機関より「インフルエンザ（A型・B型）」と診断されました。

発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日を経過し、健康状態が
 普段通り良好になりましたので、登園いたします。

発 症 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

解 熱 日 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

出席停止期間 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

インフルエンザによる出席停止期間

発症した日の翌日から5日を経過し、かつ、解熱した日の翌日から3日（乳幼児のため）を経過
 するまで登園できません。（発症した日、解熱した日は0日と数えます）。

発症期間 発熱期間	0日目 発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
1日間	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	平熱	登園可能			
2日間	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能			
3日間	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能		
4日間	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能	
5日間	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱日	平熱	平熱	平熱	登園可能

意見書（証明書）
 （施設長） 殿

園児名 _____

下記疾患の症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

(印)

かかりつけ医 様へ

幼稚園・保育園等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の記入をお願いします。

保護者 様へ

下記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」（作成費用保護者負担）を在園保育施設に提出して下さい。

○医師が記入した意見書が必要な感染症

参考 保育所における感染症対策ガイドライン

該当疾患に✓	感染症名	感染しやすい期間（一は、感染しやすい期間を明確にできない）	登園のめやす
	麻疹（はしか）	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過していること
	風しん	発しん出現の前 7 日前から 7 日後くらい	発しんが消失していること
	水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮（かさぶた）形成まで	全ての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫張後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫張が発現してから 5 日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
	結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消え 2 日経過していること
	流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失してから
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後 3 週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌物質製剤による 5 日間の治療を終了していること
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111 等）	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
	その他感染症名（ ）		

空欄はその他の感染症等で意見書が必要な場合記入して下さい。インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症は、「保育所における感染症ガイドライン」では意見書対応の感染症ですが、登園届（保護者記載）で対応します。